

様式1

狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場 指定管理者募集要項

狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場（以下「駐車場等」）の指定管理者を募集します。

1. 対象施設の概要

○狭山市駅西口駐車場

- (1) 所在地 狭山市入間川1丁目3番5号
- (2) 設置目的 24時間利用可能な有料駐車場を運営し、自動車利用者の利便性の向上及び道路交通の円滑化を図ります。
- (3) 開設時期 平成22年4月1日
- (4) 建物概要 鉄骨造 地下1階/地上3階
建築面積1,124.59㎡ 延べ床面積4,404.57㎡
- (5) 収容台数 自動車157台（定期利用67台/一時利用90台）
自動二輪10台（定期利用4台/一時利用6台）
原動機付自転車19台（定期利用6台/一時利用13台）

○狭山市駅西口第1自転車駐車場

- (1) 所在地 狭山市入間川1丁目3番3号
- (2) 設置目的 駅周辺の環境整備に資するため、24時間利用可能な有料自転車駐車場を運営し、自転車利用者の利便性を図ります。
- (3) 開設時期 平成22年4月1日
- (4) 建物概要 鉄骨造 地下1階/地上2階
建築面積995.81㎡ 延べ床面積1,938.04㎡
- (5) 収容台数 自転車1,050台（定期利用875台/一時利用175台）

○狭山市駅西口第2自転車駐車場

- (1) 所在地 狭山市入間川1丁目3番1号
- (2) 設置目的 駅周辺の環境整備に資するため、24時間利用可能な有料自転車駐車場を運営し、自転車利用者の利便性を図ります。
- (3) 開設時期 平成24年7月18日
- (4) 建物概要 鉄骨造 地上3階
建築面積（施設全体）2,215.42㎡
延べ床面積459.29㎡
- (5) 収容台数 自転車350台（定期利用131台/一時利用219台）

※詳細は「施設平面図」を参照。

※狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1自転車駐車場は、産業労働センターと同一の棟に併設されている。

※狭山市駅西口第2自転車駐車場は、狭山市市民交流センターと同一の棟に併設されている。

※それぞれの施設維持管理分担については、「管理区分図」を参照。

2. 指定管理者が行う業務

- (1) 駐車場等の利用の許可に関する業務。
- (2) 駐車場等の利用料金の徴収に関する業務。
- (3) 駐車場等の施設及び設備の維持管理に関する業務。
- (4) 駐車場等の管理運営に関し必要と認められる業務。
- (5) 狭山市駅西口駐車場条例・同管理規則及び狭山市自転車駐車場条例・同管理規則に規定される事業の実施に関すること。
- (6) その他、狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場指定管理業務仕様書のとおり

3. 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4. 管理運営に係る経費

(1) 利用料金に関する事項

- ①指定管理者は、徴収した利用料金を自らの収入とすることができます。
- ②利用料金の額は、条例に規定する額の範囲とし、あらかじめ市長の承認を得て定めることができます。また、利用料金の改定があった場合は、市と協議するものとします。
- ③利用料金の額は、条例に規定する額の範囲とし、あらかじめ市長の承認を得て定めることができます。
- ④利用料金は、狭山市駅西口駐車場条例及び狭山市自転車駐車場条例の規定に基づき、減額し、又は免除する場合があります。

(2) 市への納付金

- ①市への納付金は、指定管理者が提案した利用料金収入から指定管理業務に係る必要経費を差し引いた額を、指定管理者納付金として、市へ納付していただきます。

ただし、提案した利用料金収入を上回った利用料金については、指定管理者の収入とします。

- ②指定管理業務に係る必要経費及び利用料金収入は、提案された各年度の収支予

算書に基づき決定させていただきます。

③不測の事情により、利用料金が管理経費を下回った場合は、市への納付金は不要ですが、市は、下回った分の利用料金の相当する管理経費を補填しません。また、納付金の減額が必要な事象が生じた場合は、市と指定管理者で協議のうえ、対応を決定することとします。

※市への納付金は、月極12回の分割納付としますが、納付期限等の詳細は、協議の上協定書で定めます。

(3) 指定管理料の清算

指定管理業務に係る必要な経費は、毎会計年度（4月1日から翌年3月31日）とも修繕料、備品購入のための経費として予定していた額に残額が生じた場合のみ清算いたしますが、他の経費については、清算いたしません。

①修繕料1件130万円以下（消費税を含む。）のものを対象とする。

②備品購入費1件5万円以上（消費税を含む。）のものを対象とする。

(4) 管理口座の区分

指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うにあたり、独立した会計帳簿書類を設けるとともに、管理に係る収支の内容を把握できるよう独立した口座を開設してください。

5. 資格要件

(1) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他団体とします。

なお、複数の法人その他団体により構成されたグループで応募することもできますが、その場合、次のことに留意してください。

① 単独で応募した法人その他団体は、グループによる応募の構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループによる応募の構成団体となることはできません。

② グループで応募する場合は、グループの名称と代表となる法人その他団体を定めてください。この場合、グループの代表及び構成を変更することはできません。

③ グループにおける出資比率の最小限度基準は、構成員数を勘案して次のとおりとします。ただし、代表となる法人その他団体の出資比率は50%以上とします。

2団体の場合・・・30%以上

3団体の場合・・・20%以上

なお、出資を伴わないグループによる応募の場合は、出資比率を当該業務に係る構成団体の責任比率としてください。

④ 構成団体間での協議の状況を確認するため、仮協定書又は協定書案を添付してください。

- ⑤ 構成団体には、市内に所在する法人その他団体をできるだけ加えるようにしてください。
- (2) 法人その他団体（グループの代表団体及び構成団体となっている法人その他団体を含む。）又はその代表者が次の事項に該当する場合、応募することはできません。
- ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ③ 地方自治法第244条の2第11号の規定により指定の取消しを受けたことがある者
 - ④ 狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に抵触することとなる者
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納している者（法人その他団体の代表者を除く。）
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者若しくは暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある者
 - ⑦ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされた者
 - ⑧ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者
- (3) 法人の役員（無限責任社員、取締役、執行役、監査役、これらに準ずべき者を含む。）が、(2)の①、④、⑥に該当しないものであること。
- (4) 駐車場（50台以上）及び自転車駐車場（300台以上）の有人管理業務を継続して3年以上の実績を有していること。（グループとして実績を有している場合を含む）

6. 責任分担

市と指定管理者の責任分担は、原則として下記に示すとおりとします。

ただし、表に定めのない事項については、市と指定管理者において別途協議するものとします。

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管 理 者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
法令変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	

税制度の変更	消費税及び地方消費税率の変更等、施設管理・運営に直接影響を及ぼす変更	○		
	一般的な税制変更		○	
行政上の理由による事業内容の変更	行政側の事情により、管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合	○		
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○	
	施設管理、運営業務に対する住民及び利用者からの苦情、要望等への対応		○	
	上記以外	○		
施設、設備等の損傷	不可抗力（地震、火災、暴風雨など、いずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費	1件あたり130万円以下の修復		○
		1件あたり130万円超の修復	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件あたり130万円以下の修復		○
		1件あたり130万円超の修復	○	
	管理運営上の瑕疵によるもの			○
	施設の設計、構造上の瑕疵によるもの		○	
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○	
	市の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合	○		
	上記以外の場合	協議		
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○		
	事業計画書等指定管理者の提案内容の誤りによるもの		○	
資金調達	必要な資金調達		○	
	経費の支出の遅延（指定管理者⇒業者）によって生じた事由		○	

セキュリティー	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における原状回復、撤収費用		○
引き継ぎ	事務引き継ぎに係る経費		○
その他	本リスク分担表に定めがない事態が生じた場合	協議	

7. 指定管理業務の継続が困難になるおそれがある場合の措置

(1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難になるおそれがある場合には、速やかに市に報告しなければなりません。

この場合、市は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることとします。

(2) 市は前項により期間を定めて、改善策の実施を求めても当該期間内に改善することができない場合、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により指定管理業務を継続することができないと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

(3) 前項により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に生じた損害については、市は、その責めを負わないこととします。

(4) 市又は指定管理者の責めに帰することのできない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は指定管理業務継続の可否について協議することとします。

8. 原状回復義務

指定管理者は、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消され、管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、駐車場等の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。

9. 説明会及び現地見学会の開催

狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場の指定管理業務についての説明会及び現地見学会を次のとおり開催します。

日 時 令和6年7月23日(火) 14時から

場 所 狭山市役所 601会議

※説明会当日は、資料は配布しませんので、説明会に参加される方は、募集要項、仕様書等を狭山市公式ホームページから事前に印刷し持参してください。

※説明会及び現地見学会参加希望者は7月19日（金）午後0時までに、「様式11」を狭山市交通防犯課へ電子メールにより提出してください。

（注）電子メールの未到着を防ぐため、電話により到着確認を行うこと。

10. 質問書の受付

募集要項、仕様書等の内容に関して質問がある場合は、8月2日（金）午後5時までに、質問書「様式13」を狭山市交通防犯課へ電子メールにより提出してください。（注）電子メールの未到着を防ぐため、電話により到着確認を行うこと。

回答は、原則として、8月14日（水）までに狭山市公式ホームページで公表します。

11. 申請書等の提出及び受付

指定管理者に応募をする法人等は、応募関係書類を次のとおり指定された場所へ、直接持参ください。

- ① 受付期間 令和6年8月20日（火）から8月26日（月）までの間
- ② 受付時間 午前9時から午後4時までの間
- ③ 受付場所 狭山市市民部交通防犯課

12. 応募関係書類

- (1) 指定管理者指定申請書 「様式3-1」

※グループで《応募／申請》の場合

- ① グループ構成団体一覧 「様式3-2」
- ② グループ《応募／申請》理由及び業務分担表 「様式3-3」
- ③ グループ仮協定書 「様式3-4」
- (2) 指定管理者事業計画書 「様式4」
- (3) 指定管理者自主事業計画書 「様式5」
- (4) 指定管理業務収支予算書 「様式6-1～6-3」
- (5) 納付金提案書 「様式7」
- (6) 受託事業実績概要書 「様式8」
- (7) 確約書 「様式9-1～9-3」
- (8) 提出書類一覧表 「様式10」
- (9) 法人等の概要が分かる書類 【様式任意】

ア 設立趣旨

イ 沿革

・時系列で記載し、主な内容について具体的に記載したもの

ウ 事業概要

・事業の内容や実績などが分かるもの

エ 組織・運営

- ・組織図、本社・支社・支店の業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれに類するもの
- ・経営の理念や方針、経営の効率化や透明性の確保に向けての取組み、組織の管理やチェック体制などが分かるもの

オ 代表者の履歴

- (10) 法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに類するもの 【様式任意】
- (11) 法人の登記簿謄本（任意団体は除く）
 - ・指定管理者指定申請日前3カ月以内に発行されたもの
- (12) 法人等の決算関係書類 【様式任意】
 - ・直近3年間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、資産目録等又はこれらに類するもの
- (13) 法人等の現年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに類するもの 【様式任意】
- (14) 指定申請書を提出する日の属する年度の直近2年分の納税証明書（原本）
 - ・法人税、消費税及び地方消費税 【「その3」または「その3の3」】
 - ・都道府県民税、市町村民税等の納税を証する書面
- (15) 法人の役員名簿 【様式任意】

※注1 上記の様式は、狭山市の公式ホームページからダウンロードし取得できます。

※注2 応募関係書類の作成と提出にあたっては、次の点に留意してください。

- ① 提出書類は、A4縦型綴じにして、インデックスで書類名を示してください。
- ② 応募関係書類の作成に要する費用は応募者の負担となります。
- ③ 提出書類について、提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。
- ④ 応募者が提出書類に故意に虚偽の記載をした場合は、応募を無効にすることがあります。
- ⑤ 提出書類は返却しません。なお、応募関係書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、指定管理者選定の説明等のため、必要な場合には応募関係書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
また、応募関係書類については、狭山市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、応募者の許可を得て開示できるものとします。

1.3. 提出部数

正本1部及び同様のデータが保存されたCD-R等1枚

副本（コピー）9部（そのうち7部は応募関係書類(1)～(6)のみ）

※提出票「様式12」も併せて提出願います。（1部）

1.4. 選考方法

- (1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、所管課による書類審査（第1次審査）

及び市民部所管指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における事業提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングによる審査（第2次審査）の2段階審査で行います。

（2）審査は、下記の基準により行います。

- ① 平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができる。
- ② 利用者本位の柔軟なサービスの提供ができる。
- ③ 公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、安全に管理することができる。
- ④ 公の施設を効率的に管理し、管理に係る経費の縮減を図ることができる。
- ⑤ 公の施設の管理運営業務を適正かつ確実にを行うことができる物的及び人的能力並びに財務基盤を有している。
- ⑥ 個人情報の適正な取扱いを確保することができる。

（3）第1次審査は、下記の事項について審査を行います。

- ① 団体審査（適格性の審査）
- ② 内容審査（提案内容の整合性審査）

（4）第2次審査では、下記の事項について審査を行います。

- ① 受託能力の評価
- ② 提案内容の評価
 - 1) 管理運営方針
 - 2) 運営及び維持管理に関する提案
 - 3) 事業に関する提案
- ③ 管理運営費の評価

15. 選考結果の通知

指定管理者候補者の選定結果は、全ての応募者に10月下旬に文書で通知します。

16. 指定管理者の指定及び協定の締結

（1）指定管理者の指定及び協定の締結

選定委員会で選定された指定管理者候補者と細部についての協議を行い、仮協定を締結し、令和6年第4回狭山市市議会定例会における議決を経て、指定管理者に指定した日に正式な協定としての効力が発生することとなります。

なお、協定で定める主な事項は次のとおりです。

- ・ 指定管理者が業務を実施するうえでの従うべき基準
- ・ 指定管理者の指定期間
- ・ 指定管理料の額と支払い方法
- ・ 指定管理者が行う施設の修繕と備品の購入の範囲
- ・ 個人情報の保護
- ・ 業務の実施状況等に係る報告書の作成と提出

- 協定の解除の要件
- 市と指定管理者の責任分担

(2) 指定等に係る留意事項

市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、前記の指定管理者に指定しない場合や議会の議決が得られなかった場合においても、公募に要した費用や管理運営の事前準備のために支出した費用については、一切補償しません。

17. その他

指定管理業務の実施にあたっては、この募集要項に定めることのほか、業務仕様書等に定めるとおりとします。

18. 問い合わせ先

狭山市市民部交通防犯課

担当者：中村

電 話：04-2953-1111（内線 3693）

F A X：04-2954-8670

E-Mail：kotsu@city.sayama.saitama.jp